



平成 27 年 12 月 16 日

各 位

上場会社名 クラボウ（倉敷紡績株式会社）
代表者 取締役社長 藤田 晴哉
（コード番号 3106）
問合せ先責任者 取締役執行役員・総務部長
本田 勝英
（TEL 06-6266-5111）

内部統制報告書の訂正報告書の提出に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 12 月 15 日に公表いたしました「平成 28 年 3 月期第 2 四半期決算短信の提出及び過年度の決算短信等の訂正並びに有価証券報告書等の訂正報告書の提出に関するお知らせ」に記載のとおり、本日、過年度の有価証券報告書等の訂正報告書を関東財務局へ提出するとともに、金融商品取引法第 24 条の 4 の 5 第 1 項に基づき、「内部統制報告書の訂正報告書」を提出しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 訂正の対象となる内部統制報告書

第 203 期	内部統制報告書	（自 平成 22 年 4 月 1 日	至 平成 23 年 3 月 31 日）
第 204 期	内部統制報告書	（自 平成 23 年 4 月 1 日	至 平成 24 年 3 月 31 日）
第 205 期	内部統制報告書	（自 平成 24 年 4 月 1 日	至 平成 25 年 3 月 31 日）
第 206 期	内部統制報告書	（自 平成 25 年 4 月 1 日	至 平成 26 年 3 月 31 日）
第 207 期	内部統制報告書	（自 平成 26 年 4 月 1 日	至 平成 27 年 3 月 31 日）

2. 訂正の内容

上記の各内部統制報告書の記載事項のうち、3【評価結果に関する事項】を以下のとおり訂正いたします。訂正箇所は_____を付して表示しております。

(1) 第 203 期 内部統制報告書 （自 平成 22 年 4 月 1 日 至 平成 23 年 3 月 31 日）

3【評価結果に関する事項】

(訂正前)

上記の評価の結果、当事業年度末日時点において、当社グループの財務報告に係る内部統制は有効であると判断しました。

(訂正後)

下記に記載した財務報告に係る内部統制の不備は、財務報告に重要な影響を及ぼすこととなり、重要な欠陥に該当すると判断いたしました。従って、当事業年度末日時点において、当社グループの財務報告に係る内部統制は有効ではないと判断しました。

記

当社の繊維部門の営業担当であった元従業員が、複数年に亘って、循環取引等の不適切行為を行い、過大な売上及び利益を計上していたことが判明いたしました。これを受けて平成 27 年 9 月に弁護士・公認会計士等の外部専門家を含む特別調査委員会を設置し、同委員会において前記不適切行為及びこれに類似する行為の有無を調査した結果、元従業員以外に従業員 6 名が類似行為を行っていたことが判明いたしました。

また、調査期間中に繊維事業グループ会社の営業補助担当者が繊維原料の不当転売により得た金銭の横領を行っていたことが判明しました。判明後、特別調査委員会の調査とは別に、グループ会社は顧問弁護士を含めたメンバーにより調査した結果、繊維原料について私的転売目的での仕入れを行い、転売先から得た現金を着服していたことが確認されました。

これらに伴い当社は、影響のある過年度の決算を訂正するとともに、平成23年3月期から平成27年3月期の有価証券報告書並びに平成23年3月期第1四半期から平成28年3月期第1四半期までの四半期報告書の訂正報告書を提出することといたしました。

本件の不正行為は、繊維事業グループにおいて、買戻し条件付取引等に関する従業員の規範意識の低さがあったことや、人事が固定化されていたこと、営業管理マニュアルが遵守されず一部預け資産に対して実地棚卸が徹底されなかったこと、組織上の管理者による購入に係る事前決裁が形骸化していたこと等によるものです。

以上のことから当社及び当社グループ会社は、結果として内部統制が有効に機能していなかったと判断し、全社的な内部統制及び業務プロセスにおける内部統制の一部に重要な欠陥があるものと認識しております。

なお、上記事実は当事業年度末日後に発覚したため、当該不備を当事業年度末日までに是正することができませんでした。

当社及び当社グループ会社は財務報告に係る内部統制の重要性を認識しており、特別調査委員会の報告を踏まえ、以下の再発防止策を講じてまいります。

1. 企業風土・社員の意識改革

- (1) 「クラボウグループ倫理綱領」をはじめとするコンプライアンスに関するルールの再徹底をはかります。
- (2) 具体的な事例に基づき、不適切行為が企業価値の毀損をはじめとする事業運営に与えるリスクを認識するための教育プログラムを構築し、役職員への研修会を定期的実施します。
- (3) 不適切行為が発生した場合には、懲戒処分を含む厳格な対応を行い、その結果を社内公表します。

2. 内部統制の強化

- (1) 循環取引等の会計不正に関する「べからず集」を作成し、禁止事項を具体的に定め、営業課会等において定期的に周知します。
- (2) 繊維事業グループ不正監査チームを設置し、同時に売上や利益に関する異常値を抽出するシステムを構築するとともに実地棚卸の実施方法を見直すなど、不正管理視点による実効的な内部監査を実施します。
- (3) 売買契約等にかかる承認手続きを厳格化します。
- (4) 人事ローテーションを定期的実施するとともに、長期間にわたり同一業務を担当する者に対しては、不正リスクを発見するためのより詳細な内部監査を実施する仕組みを導入します。

3. 繊維事業グループの取引先への周知

取引先に対し、本件不適切行為についての経緯を説明し、万一当社グループの担当者から不適切取引を依頼された場合には、当社公益通報窓口へ通報することを要請します。

(2) 第204期 内部統制報告書 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

3 【評価結果に関する事項】

(訂正前)

上記の評価の結果、当事業年度末日時点において、当社グループの財務報告に係る内部統制は有効であると判断しました。

(訂正後)

下記に記載した財務報告に係る内部統制の不備は、財務報告に重要な影響を及ぼすこととなり、開示すべき重要な不備に該当すると判断いたしました。従って、当事業年度末日時点において、当社グループの財務報告に係る内部統制は有効ではないと判断しました。

記

当社の繊維部門の営業担当であった元従業員が、複数年に亘って、循環取引等の不適切行為を行い、過大な売上及び利益を計上していたことが判明いたしました。これを受けて平成 27 年 9 月に弁護士・公認会計士等の外部専門家を含む特別調査委員会を設置し、同委員会において前記不適切行為及びこれに類似する行為の有無を調査した結果、元従業員以外に従業員 6 名が類似行為を行っていたことが判明いたしました。

また、調査期間中に繊維事業グループ会社の営業補助担当者が繊維原料の不当転売により得た金銭の横領を行っていたことが判明しました。判明後、特別調査委員会の調査とは別に、グループ会社は顧問弁護士を含めたメンバーにより調査した結果、繊維原料について私的転売目的での仕入れを行い、転売先から得た現金を着服していたことが確認されました。

これらに伴い当社は、影響のある過年度の決算を訂正するとともに、平成 23 年 3 月期から平成 27 年 3 月期の有価証券報告書並びに平成 23 年 3 月期第 1 四半期から平成 28 年 3 月期第 1 四半期までの四半期報告書の訂正報告書を提出することといたしました。

本件の不正行為は、繊維事業グループにおいて、買戻し条件付取引等に関する従業員の規範意識の低さがあったことや、人事が固定化されていたこと、営業管理マニュアルが遵守されず一部預け資産に対して実地棚卸が徹底されなかったこと、組織上の管理者による購入に係る事前決裁が形骸化していたこと等によるものです。

以上のことから当社及び当社グループ会社は、結果として内部統制が有効に機能していなかったと判断し、全社的な内部統制及び業務プロセスにおける内部統制の一部に開示すべき重要な不備があるものと認識しております。

なお、上記事実は当事業年度末日後に発覚したため、当該不備を当事業年度末日までに是正することができませんでした。

当社及び当社グループ会社は財務報告に係る内部統制の重要性を認識しており、特別調査委員会の報告を踏まえ、以下の再発防止策を講じてまいります。

1. 企業風土・社員の意識改革

- (1)「クラボウグループ倫理綱領」をはじめとするコンプライアンスに関するルールの再徹底をはかります。
- (2)具体的な事例に基づき、不適切行為が企業価値の毀損をはじめとする事業運営に与えるリスクを認識するための教育プログラムを構築し、役職員への研修会を定期的実施します。
- (3)不適切行為が発生した場合には、懲戒処分を含む厳格な対応を行い、その結果を社内公表します。

2. 内部統制の強化

- (1)循環取引等の会計不正に関する「べからず集」を作成し、禁止事項を具体的に定め、営業課会等において定期的に周知します。
- (2)繊維事業グループ不正監査チームを設置し、同時に売上や利益に関する異常値を抽出するシステムを構築するとともに実地棚卸の実施方法を見直すなど、不正管理視点による実効的な内部監査を実施します。

(3) 売買契約等にかかる承認手続きを厳格化します。

(4) 人事ローテーションを定期的実施するとともに、長期間にわたり同一業務を担当する者に対しては、不正リスクを発見するためのより詳細な内部監査を実施する仕組みを導入します。

3. 繊維事業グループの取引先への周知

取引先に対し、本件不適切行為についての経緯を説明し、万一当社グループの担当者から不適切取引を依頼された場合には、当社公益通報窓口へ通報することを要請します。

(3) 第205期 内部統制報告書 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

3 【評価結果に関する事項】

(訂正前)

上記の評価の結果、当事業年度末日時点において、当社グループの財務報告に係る内部統制は有効であると判断しました。

(訂正後)

下記に記載した財務報告に係る内部統制の不備は、財務報告に重要な影響を及ぼすこととなり、開示すべき重要な不備に該当すると判断いたしました。従って、当事業年度末日時点において、当社グループの財務報告に係る内部統制は有効ではないと判断しました。

記

当社の繊維部門の営業担当であった元従業員が、複数年に亘って、循環取引等の不適切行為を行い、過大な売上及び利益を計上していたことが判明いたしました。これを受けて平成27年9月に弁護士・公認会計士等の外部専門家を含む特別調査委員会を設置し、同委員会において前記不適切行為及びこれに類似する行為の有無を調査した結果、元従業員以外に従業員6名が類似行為を行っていたことが判明いたしました。

また、調査期間中に繊維事業グループ会社の営業補助担当者が繊維原料の不当転売により得た金銭の横領を行っていたことが判明しました。判明後、特別調査委員会の調査とは別に、グループ会社は顧問弁護士を含めたメンバーにより調査した結果、繊維原料について私的転売目的での仕入れを行い、転売先から得た現金を着服していたことが確認されました。

これらに伴い当社は、影響のある過年度の決算を訂正するとともに、平成23年3月期から平成27年3月期の有価証券報告書並びに平成23年3月期第1四半期から平成28年3月期第1四半期までの四半期報告書の訂正報告書を提出することといたしました。

本件の不正行為は、繊維事業グループにおいて、買戻し条件付取引等に関する従業員の規範意識の低さがあつたことや、人事が固定化されていたこと、営業管理マニュアルが遵守されず一部預け資産に対して実地棚卸が徹底されなかつたこと、組織上の管理者による購入に係る事前決裁が形骸化していたこと等によるものです。

以上のことから当社及び当社グループ会社は、結果として内部統制が有効に機能していなかつたと判断し、全社的な内部統制及び業務プロセスにおける内部統制の一部に開示すべき重要な不備があるものと認識しております。

なお、上記事実は当事業年度末日後に発覚したため、当該不備を当事業年度末日までに是正することができませんでした。

当社及び当社グループ会社は財務報告に係る内部統制の重要性を認識しており、特別調査委員会の報告を踏まえ、以下の再発防止策を講じてまいります。

1. 企業風土・社員の意識改革

- (1)「クラボウグループ倫理綱領」をはじめとするコンプライアンスに関するルールの再徹底をはかります。
- (2)具体的な事例に基づき、不適切行為が企業価値の毀損をはじめとする事業運営に与えるリスクを認識するための教育プログラムを構築し、役職員への研修会を定期的実施します。
- (3)不適切行為が発生した場合には、懲戒処分を含む厳格な対応を行い、その結果を社内公表します。

2. 内部統制の強化

- (1)循環取引等の会計不正に関する「べからず集」を作成し、禁止事項を具体的に定め、営業課会等において定期的に周知します。
- (2)繊維事業グループ不正監査チームを設置し、同時に売上や利益に関する異常値を抽出するシステムを構築するとともに実地棚卸の実施方法を見直すなど、不正管理視点による実効的な内部監査を実施します。
- (3)売買契約等にかかる承認手続きを厳格化します。
- (4)人事ローテーションを定期的実施するとともに、長期間にわたり同一業務を担当する者に対しては、不正リスクを発見するためのより詳細な内部監査を実施する仕組みを導入します。

3. 繊維事業グループの取引先への周知

取引先に対し、本件不適切行為についての経緯を説明し、万一当社グループの担当者から不適切取引を依頼された場合には、当社公益通報窓口へ通報することを要請します。

(4) 第 206 期 内部統制報告書 (自 平成 25 年 4 月 1 日 至 平成 26 年 3 月 31 日)

3 【評価結果に関する事項】

(訂正前)

上記の評価の結果、当事業年度末日時点において、当社グループの財務報告に係る内部統制は有効であると判断しました。

(訂正後)

下記に記載した財務報告に係る内部統制の不備は、財務報告に重要な影響を及ぼすこととなり、開示すべき重要な不備に該当すると判断いたしました。従って、当事業年度末日時点において、当社グループの財務報告に係る内部統制は有効ではないと判断しました。

記

当社の繊維部門の営業担当であった元従業員が、複数年に亘って、循環取引等の不適切行為を行い、過大な売上及び利益を計上していたことが判明いたしました。これを受けて平成 27 年 9 月に弁護士・公認会計士等の外部専門家を含む特別調査委員会を設置し、同委員会において前記不適切行為及びこれに類似する行為の有無を調査した結果、元従業員以外に従業員 6 名が類似行為を行っていたことが判明いたしました。

また、調査期間中に繊維事業グループ会社の営業補助担当者が繊維原料の不当転売により得た金銭の横領を行っていたことが判明しました。判明後、特別調査委員会の調査とは別に、グループ会社は顧問弁護士を含めたメンバーにより調査した結果、繊維原料について私的転売目的での仕入れを行い、転売先から得た現金を着服していたことが確認されました。

これらに伴い当社は、影響のある過年度の決算を訂正するとともに、平成 23 年 3 月期から平成 27 年 3 月期の有価証券報告書並びに平成 23 年 3 月期第 1 四半期から平成 28 年 3 月期第

1 四半期までの四半期報告書の訂正報告書を提出することといたしました。

本件の不正行為は、繊維事業グループにおいて、買戻し条件付取引等に関する従業員の規範意識の低さがあったことや、人事が固定化されていたこと、営業管理マニュアルが遵守されず一部預け資産に対して実地棚卸が徹底されなかったこと、組織上の管理者による購入に係る事前決裁が形骸化していたこと等によるものです。

以上のことから当社及び当社グループ会社は、結果として内部統制が有効に機能していなかったと判断し、全社的な内部統制及び業務プロセスにおける内部統制の一部に開示すべき重要な不備があるものと認識しております。

なお、上記事実は当事業年度末日後に発覚したため、当該不備を当事業年度末日までに是正することができませんでした。

当社及び当社グループ会社は財務報告に係る内部統制の重要性を認識しており、特別調査委員会の報告を踏まえ、以下の再発防止策を講じてまいります。

1. 企業風土・社員の意識改革

(1) 「クラボウグループ倫理綱領」をはじめとするコンプライアンスに関するルールの再徹底をはかります。

(2) 具体的な事例に基づき、不適切行為が企業価値の毀損をはじめとする事業運営に与えるリスクを認識するための教育プログラムを構築し、役職員への研修会を定期的実施します。

(3) 不適切行為が発生した場合には、懲戒処分を含む厳格な対応を行い、その結果を社内公表します。

2. 内部統制の強化

(1) 循環取引等の会計不正に関する「べからず集」を作成し、禁止事項を具体的に定め、営業課会等において定期的に周知します。

(2) 繊維事業グループ不正監査チームを設置し、同時に売上や利益に関する異常値を抽出するシステムを構築するとともに実地棚卸の実施方法を見直すなど、不正管理視点による実効的な内部監査を実施します。

(3) 売買契約等にかかる承認手続きを厳格化します。

(4) 人事ローテーションを定期的実施するとともに、長期間にわたり同一業務を担当する者に対しては、不正リスクを発見するためのより詳細な内部監査を実施する仕組みを導入します。

3. 繊維事業グループの取引先への周知

取引先に対し、本件不適切行為についての経緯を説明し、万一当社グループの担当者から不適切取引を依頼された場合には、当社公益通報窓口へ通報することを要請します。

(5) 第207期 内部統制報告書 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

3 【評価結果に関する事項】

(訂正前)

上記の評価の結果、当事業年度末日時点において、当社グループの財務報告に係る内部統制は有効であると判断しました。

(訂正後)

下記に記載した財務報告に係る内部統制の不備は、財務報告に重要な影響を及ぼすこととなり、開示すべき重要な不備に該当すると判断いたしました。従って、当事業年度末日時点において、当社グループの財務報告に係る内部統制は有効ではないと判断しました。

記

当社の繊維部門の営業担当であった元従業員が、複数年に亘って、循環取引等の不適切行為を行い、過大な売上及び利益を計上していたことが判明いたしました。これを受けて平成 27 年 9 月に弁護士・公認会計士等の外部専門家を含む特別調査委員会を設置し、同委員会において前記不適切行為及びこれに類似する行為の有無を調査した結果、元従業員以外に従業員 6 名が類似行為を行っていたことが判明いたしました。

また、調査期間中に繊維事業グループ会社の営業補助担当者が繊維原料の不当転売により得た金銭の横領を行っていたことが判明しました。判明後、特別調査委員会の調査とは別に、グループ会社は顧問弁護士を含めたメンバーにより調査した結果、繊維原料について私的転売目的での仕入れを行い、転売先から得た現金を着服していたことが確認されました。

これらに伴い当社は、影響のある過年度の決算を訂正するとともに、平成 23 年 3 月期から平成 27 年 3 月期の有価証券報告書並びに平成 23 年 3 月期第 1 四半期から平成 28 年 3 月期第 1 四半期までの四半期報告書の訂正報告書を提出することといたしました。

本件の不正行為は、繊維事業グループにおいて、買戻し条件付取引等に関する従業員の規範意識の低さがあつたことや、人事が固定化されていたこと、営業管理マニュアルが遵守されず一部預け資産に対して実地棚卸が徹底されなかったこと、組織上の管理者による購入に係る事前決裁が形骸化していたこと等によるものです。

以上のことから当社及び当社グループ会社は、結果として内部統制が有効に機能していなかったと判断し、全社的な内部統制及び業務プロセスにおける内部統制の一部に開示すべき重要な不備があるものと認識しております。

なお、上記事実は当事業年度末日後に発覚したため、当該不備を当事業年度末日までに是正することができませんでした。

当社及び当社グループ会社は財務報告に係る内部統制の重要性を認識しており、特別調査委員会の報告を踏まえ、以下の再発防止策を講じてまいります。

1. 企業風土・社員の意識改革

- (1)「クラボウグループ倫理綱領」をはじめとするコンプライアンスに関するルールの再徹底をはかります。
- (2)具体的な事例に基づき、不適切行為が企業価値の毀損をはじめとする事業運営に与えるリスクを認識するための教育プログラムを構築し、役職員への研修会を定期的実施します。
- (3)不適切行為が発生した場合には、懲戒処分を含む厳格な対応を行い、その結果を社内公表します。

2. 内部統制の強化

- (1)循環取引等の会計不正に関する「べからず集」を作成し、禁止事項を具体的に定め、営業課会等において定期的に周知します。
- (2)繊維事業グループ不正監査チームを設置し、同時に売上や利益に関する異常値を抽出するシステムを構築するとともに実地棚卸の実施方法を見直すなど、不正管理視点による実効的な内部監査を実施します。
- (3)売買契約等にかかる承認手続きを厳格化します。
- (4)人事ローテーションを定期的実施するとともに、長期間にわたり同一業務を担当する者に対しては、不正リスクを発見するためのより詳細な内部監査を実施する仕組みを導入します。

3. 繊維事業グループの取引先への周知

取引先に対し、本件不適切行為についての経緯を説明し、万一当社グループの担当者から不適切取引を依頼された場合には、当社公益通報窓口へ通報することを要請します。

<本件問合わせ先>
クラブウ 監査室 田中
TEL 06-6266-5026

以 上